

札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領

平成 14 年 9 月 11 日 助 役 決 裁

最近改正 令和 7 年 2 月 28 日

税務・契約管理担当局長決裁

(目 的)

第 1 条 この要領は、札幌市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定及び通知の対象工事)

第 2 条 評定の対象とする工事は、札幌市工事施行規程（以下「施行規程」という。）第 2 条に定める工事とする。

2 通知の対象とする工事は、前項の工事のうち、設計金額が 5 0 0 万円以上の工事とする。

(評定者)

第 3 条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、施行規程第 1 7 条に定める工事主任とその上司及び施行規程第 2 5 条に定める検査員とする。

(評定の方法)

第 4 条 評定は、請負工事成績採点表及び考査項目別運用表（以下「採点表」という。土木：別記様式 1 ～ 5 ・営繕：別記様式 1 ～ 4）によって行うものとする。

2 評定は、請負工事ごとに独立して行うものとする。

(評定等の提出)

第 5 条 評定は、工事主任とその上司にあつては監督を行つた請負工事が完成したとき、検査員にあつてはその工事の検査（打切検査、部分検査、臨時検査を除く）を行つたとき、それぞれ行うものとする。

2 評定者は、評定を行つたときに、速やかに採点表、工事施工成績の評定結果（別記様式 6）及び項目別評定点（別記様式 7）を作成し、検査報告書とともに工事管理室長を経由して、管財部長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第 6 条 市長は、評定者から採点表の提出があつたときは、当該工事の請負者に対して、受渡書を取り交わす際に、評定結果（別記様式 6、様式 7）を通知するものとする。

(評定の修正)

第 7 条 市長は、第 6 条の評定の結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認

められる場合は、評定を修正し、その結果を請負者に通知することができる。

(説明請求等)

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた請負者は、第6条は受渡書を取り交わした日の翌日から、また、第7条は通知を受けた日から起算して14日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に、市長に対して、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、評定表を審議の上、書面(別記様式8)により回答するものとする。

3 前項の回答をする場合、別に定める請負工事成績評定に関する評価委員会に意見を求めることができる。

(再説明請求に係る通知)

第9条 市長は、前条第2項の回答を行う場合、請負者は説明に係る回答を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)に規定する休日を含む。)以内に、札幌市入札・契約等審議委員会に対し、再説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

(評定結果の公表)

第10条 第6条により評定の結果を通知したときは、市政刊行物コーナー(行政情報課内)の閲覧場所において、別記様式6の写しを、遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して5年が経過する日までとする。

3 第7条の規定により評定を修正した場合は、本条第1項の規定を準用する。

4 第8条の規定により請負者が提出した書面及び本市が回答した別記様式8については、本条第1項の規定を準用する。

(過年度の評定結果の通知)

第11条 平成14年10月1日以降に契約した工事以前の評定結果について、工事の請負者は、市長に対して、評定結果の通知を請求することができるものとする。ただし、札幌市公文書管理規則に定める保存期間に限るものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該工事の請負者に対して、評定結果(別記様式9、様式10)を通知するものとする。

(再交付)

第12条 市長は、評定結果の通知を受けた者(当該工事の主任(監理)技術者含む)から、再交付の請求があったときは、写しの交付を行うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 14 年 10 月 1 日以降に契約する工事及び平成 15 年 4 月 1 日以降にしゅん功する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成 14 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。